

株式売渡請求の承認に関する公告

2025 年 8 月 27 日

株主各位

東京都渋谷区神宮前三丁目 21 番 5 号
株式会社サーキュレーション
代表取締役社長 福田 悠

当社は、会社法（平成 17 年法律第 86 号。その後の改正を含みます。以下同じです。）第 179 条第 1 項に規定する特別支配株主（以下「特別支配株主」といいます。）である株式会社 PKSHA Technology（以下「PKSHA Technology」といいます。）から、2025 年 8 月 27 日付で、同法第 179 条の 3 第 1 項の規定に基づき、当社の株主（ただし、PKSHA Technology 及び当社を除きます。）の全員（以下「本売渡株主」といいます。）に対し、その所有する当社の普通株式（以下「本売渡株式」といいます。）の全てを PKSHA Technology に売り渡すことの請求（以下「本株式売渡請求」といいます。）を、当社の発行する本新株予約権（注）に係る新株予約権者の全員（以下「本売渡新株予約権者」といいます。）に対してその所有する本新株予約権の全部（以下「本売渡新株予約権」といいます。）を PKSHA Technology に売り渡すことの請求（以下「本新株予約権売渡請求」といい、本株式売渡請求と併せて「本株式等売渡請求」といいます。）を、それぞれ行うことを決定した旨の通知を受領し、同日開催の取締役会において、本株式等売渡請求を承認することを決議いたしましたので、社債、株式等の振替に関する法律（平成 13 年法律第 75 号。その後の改正を含みます。）第 161 条第 2 項及び会社法第 179 条の 4 第 1 項の規定により、下記のとおり公告いたします。

（注）「本新株予約権」とは、下記①から⑤の新株予約権を総称していいます。

- ① 2018 年 7 月 23 日開催の当社取締役会の決議に基づき発行された第 1 回新株予約権（行使期間は 2020 年 8 月 1 日から 2028 年 7 月 22 日まで）
- ② 2019 年 7 月 4 日開催の当社取締役会の決議及び 2019 年 7 月 12 日開催の当社臨時株主総会の決議に基づき発行された第 2 回新株予約権（行使期間は 2021 年 8 月 1

日から 2029 年 7 月 3 日まで)

- ③ 2020 年 7 月 17 日開催の当社取締役会の決議及び 2020 年 7 月 27 日開催の当社臨時株主総会の決議に基づき発行された第 3 回新株予約権 (行使期間は 2022 年 7 月 29 日から 2030 年 7 月 16 日まで)
- ④ 2024 年 12 月 18 日開催の当社取締役会の決議に基づき発行された第 4 回新株予約権 (行使期間は 2026 年 2 月 5 日から 2035 年 2 月 5 日まで)
- ⑤ 2024 年 12 月 18 日開催の当社取締役会の決議に基づき発行された第 5 回新株予約権 (行使期間は 2027 年 11 月 1 日から 2035 年 2 月 5 日まで)

記

1. 特別支配株主の名称及び住所

名称：株式会社 PKSHA Technology

住所：東京都文京区本郷二丁目 35 番 10 号 本郷瀬川ビル 4F

2. 特別支配株主完全子法人に対して本株式売渡請求をしないこととするときは、その旨及び当該特別支配株主完全子法人の名称

該当事項はありません。

3. 本株式売渡請求により本売渡株主に対して本売渡株式の対価として交付する金銭の額及びその割当てに関する事項

PKSHA Technology は、本売渡株主に対し、本売渡株式の対価（以下「本株式売渡対価」といいます。）として、その有する本売渡株式 1 株につき 901 円の割合をもって金銭を割当交付いたします。

4. 新株予約権売渡請求に関する事項

(1) 特別支配株主完全子法人に対して本新株予約権売渡請求をしないこととするときは、その旨及び当該特別支配株主完全子法人の名称

該当事項はありません。

- (2) 本新株予約権売渡請求により、本売渡新株予約権者に対して本売渡新株予約権の対価として交付する金銭の額及びその割当てに関する事項

PKSHA Technology は、本売渡新株予約権者に対して、本売渡新株予約権の対価（以下「本新株予約権売渡対価」といいます。）として、その所有する本売渡新株予約権 1 個につき 1 円の金銭を割当交付します。

5. 特別支配株主が本売渡株式を取得する日（以下「取得日」といいます。）

2025 年 9 月 24 日

6. その他の本株式売渡請求に係る取引条件

本株式売渡対価及び本新株予約権売渡対価は、取得日以降合理的な期間内に、取得日の前日の最終の当社の株主名簿及び新株予約権原簿に記載若しくは記録された本売渡株主及び本売渡新株予約権者の住所又は各本売渡株主及び本売渡新株予約権者が当社に通知した場所において、当社による配当財産の交付の方法に準じて交付いたします。

ただし、当該方法により交付ができなかった場合には、当社の本店所在地にて当社が指定した方法により（ただし、本株式売渡対価及び本新株予約権売渡対価の交付について PKSHA Technology が指定したその他の場所及び方法があるときは、当該場所及び方法により）、本売渡株主及び本売渡新株予約権者に対する本株式売渡対価及び本新株予約権売渡対価の支払いを行うものとします。

なお、かかる支払いに関する当社又は PKSHA Technology から本売渡株主及び本売渡新株予約権者に対する通知は、取得日の前日における最終の当社の株主名簿及び新株予約権原簿に記載若しくは記録された本売渡株主及び本売渡新株予約権者の住所又は本売渡株主若しくは本売渡新株予約権者が当社に通知した場所に宛ててすれば足り、当該通知は、それが通常到達すべきであった時に到達したものとします。

以 上